

商船系高等専門学校（富山高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、  
広島商船高等専門学校、大島商船高等専門学校及び弓削商船高等専門学校）と  
日本内航海運組合総連合会との交流と連携・協力の推進に関する協定書

商船系高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構富山高等専門学校、独立行政法人國立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校、独立行政法人國立高等専門学校機構広島商船高等専門学校、独立行政法人國立高等専門学校機構大島商船高等専門学校及び独立行政法人國立高等専門学校機構弓削商船高等専門学校、以下「甲」という。）と日本内航海運組合総連合会（以下「乙」という。）は、相互に交流と連携・協力を推進にあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙の理念を尊重の上、海運界が求める柔軟で高度な海事技術者の育成を目指し、「新たな海事技術者に必要な資質の涵養」と技術革新に対応した「新たな海事技術者に不可欠な知識・技術の育成」のため、甲乙の交流と連携・協力の推進によって、次世代の海事人材の育成に寄与することを目的とする。

（目的達成への努力）

第2条 甲乙は、前条に規定する目的達成に向けて協議し、それらを積極的かつ誠実に実施するよう努めるものとする。

（連携・協力事項）

第3条 甲乙は、平等互恵の精神に基づいて、次に掲げる事項について、連携・協力を推進する。  
(1) 海事人材の育成・研究に関する事項  
(2) 海事広報活動に関する事項  
(3) 教職員及び海事関係者の交流に関する事項  
(4) 地域（社会）貢献事業に関する事項  
(5) その他、本目的を達成するために必要な事項  
2. 甲乙は、前項の連携・協力を実施するため、本協定に基づく個別協定等を締結できるものとする。

（連絡窓口）

第4条 本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連絡窓口を定め必要な協議を行うものとする。

（秘密の保持）

第5条 甲乙は、本協定に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対して開示、漏洩又は本連携目的以外に使用してはならない。  
2. 甲乙は本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲、乙のいずれかから、相手方に対し協定を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一条件をもって5年間自動的に継続更新されるものとし、以降も同様に取り扱う。

（協定の解釈等）

第7条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めない事項が生じた場合は、甲乙で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年3月15日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
富山高等専門学校  
校長

國枝佳明

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校  
校長

和泉元

独立行政法人国立高等専門学校機構  
広島商船高等専門学校  
校長

河口信義

独立行政法人国立高等専門学校機構  
大島商船高等専門学校  
校長

古莊雅生

独立行政法人国立高等専門学校機構  
弓削商船高等専門学校  
校長

石田邦光

日本内航海運組合総連合会

会長

栗林宏吉